

## 茨城県シニアテニス連盟規約(2016改定)

### (総則)

第 1条 当会の名称を茨城県シニアテニス連盟という。  
ただし英文表記ではこれを Ibaraki Senior Tennis Association (略称ISTA) という。

第 2条 本連盟は、主たる事務所を事務局長宅に置く。

第 3条 本連盟は高齢者に対して、テニスの大会やイベントの企画などを行うことによって、テニスの普及、振興を図り、もって「健康で長寿・親睦と奉仕」に寄与することを目的とする。

### (会員)

第 4条 本連盟の会員は 女性50歳以上男性60歳以上のテニス愛好者で、本連盟に入会手続きをして許可され、本連盟から日本シニアテニス連盟の一般会員として入会申請し、承認された者によって構成する。  
会員は、当連盟及び日本シニアテニス連盟が主催または提供する各種大会やイベントに参加することができる。

#### 2 (休会及び復会)

(1)会員は休会届を事務局、会長経由日本シニアテニス連盟に提出して、任意に休会することができる。休会期間の年会費は免除する。ただし、日本シニアテニス連盟からの機関紙は送付されない。

(2)2年日以降休会の場合は、毎年届出を年度最初の大会日までに提出を要する。

(3)休会者が復会する場合は、本人が事務局、会長経由日本シニアテニス連盟に連絡することとする。

#### 3 (退会及び復会)

(1)会員は、退会届を事務局、会長経由日本シニアテニス連盟に提出して、任意に退会することができる。会員が次の各項に該当する場合は、退会したものとみなす。

・死亡したとき、または会員である団体(茨城県シニア連盟)が消滅したとき

・無届で会費を所定の日までに納入せず、かつ催促にも応じなかったとき

(2)退会者が復会する場合、新規入会手続きによるものとする。

### (役員)

第 5条 本連盟に次の役員を置く。

会長	1名		
副会長	2名		
理事長	1名	副理事長	若干名
事務局長	1名	副事務局長	若干名
理事	20名以内		
監事	2名		

一 理事は本連盟会員の推薦または互選により定める。

二 会長および副会長は理事の互選により定める。

三 理事長は理事のうちから会長が指名する。

四 役員任期は3年とし、再任を妨げない。欠員補充の役員任期は、前任者の任期とする。

五 副会長は原則2名とし会長の判断で若干名の増減をすることができる。

六 役員は、原則、満80歳を超えて選任または再任を行わないこととする。

2 監事は会長が選任することとする。

3 本連盟に名誉会長、顧問をおくことができることとする。

第 6条 各役員の任務は次の通りとする。

一 会長は本連盟を代表し、本連盟の運営を統括する。

二 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、指定された順位に従い、その任務を代行する。

三 理事長は役員会をとりまとめ、本連盟の理事総会等の業務を総括する。

四 副理事長は理事長の業務を補佐する。

五 事務局長は本連盟の事務および会計を行う。

六 副事務局長は事務局長を補佐し、事務の整理を行う。

七 理事は会長の指示により、本連盟の運営を分掌および会員との連絡に当たる。

2 監事は本連盟の会計および業務の監査を行うこととする。

第 7条) 本連盟の運営について、計画策定、検討等の必要があるときは、役員会の指示に基づき、実行委員会等を設けることができる。

### (運営)

第 8条 本連盟の規約の制定、改正案の作成、運営方針および運営計画等基本的事項は、本連盟の役員会において協議し、作成する。  
役員会が招集されない場合、上記基本的事項は、役員からの提案を事務局長が取り纏めて作成し、理事総会に提案することが出来る。

第 9条 役員会は会長が必要と認めるとき、召集し、開催する。

第 10条 役員会は役員数の2/3以上の出席をもって成立する。

- 2 役員会は理事長が司会する。  
役員会の議決は、出席役員の過半数の賛成をもって成立するものとする。  
可否同数の場合は、会長の決定による。

- 第11条 本連盟の通常運営費への対応は、理事総会の決議に基づき、  
年会費 ¥1,000/人・年を徴収する。
- 2 本連盟年会費の納入は年度最初の大会までとし、新規会員は入会時に納入とする。
  - 3 平成18年度日本シニアテニス連盟の規約改正により導入された同連盟年会費(¥500/年・人)の納入は、  
当分の間、本連盟の年会費で対応する。

- 第12条 行動費の取り扱い  
理事会等の出席者に対し、行動費として交通実費相当を支給することとする。  
ただし、詳細は別途定める 細則 による。

(総会)

- 第13条 本連盟の最高決定機関は理事総会とする。
- 2 理事総会は、毎年1回以上、年度内に行うものとする。
  - 3 理事総会は、役員2/3以上の出席をもって成立する。
  - 4 理事総会においては、次の事項を行う。
    - 一 規約(案)の承認
    - 二 役員選任の承認
    - 三 本連盟行事の承認
    - 四 その他本連盟の運営に関する重要事項の決定。
  - 5 理事総会の議決は、出席役員の過半数の賛成をもって成立するものとする。  
可否同数の場合は、会長の決定による。

- 第14条 本規約に定められていない事項について問題が生じた場合は日本シニアテニス連盟  
の定款または会員規約を基に理事会にて解決するものとする

(附則)

- 1 この規約の改正の発議、改正案の作成は、役員会の議決による。  
役員会が招集されない場合、役員からの提案を元に事務局長が作成できる。
- 2 理事の選出について : 2016年12月25日改定  
県シニア連盟の理事は、現理事が県シニア連盟所属の会員の中から、会員の  
地域性、グループ性等を考慮して候補者を推薦し、事務局長はその結果  
を纏めて、これを理事総会に提案して承認を受けるものとする。
- 3 この規約は、2000年5月10日から施行する。  
2000年11月12日 (役員)第4条改正 :副理事長、副事務局長 追加  
(県シニア連盟の運営)改正:年会費徴収の項追加
- 4 2004年3月14日 (総則)第1条略称変更  
(会員)第3条2,3項 準会員削除し、会員資格取扱いについて補記
- 5 2004年3月14日  
(県シニア連盟の運営)改正:年会費 ¥1,000/人徴収するに変更。
- 6 2004年3月20日 第11条 行動費についての取り扱い 追加  
従って 第11条→第12条に変更
- 7 2004年12月22日 第11条 行動費の内容を本条から削除  
別途「細則」を定めた
- 8 2006年1月1日より、第1,2,10条 連盟本部指示により支部から地区名に変更
- 9 2006年3月16日 第3条 2項 連盟本部年会費導入に対応して、3年を1年に変更
- 10 2006年3月16日 第10条 連盟本部年会費導入のため 2,3項 追加
- 11 2008年12月13日 第5、12条 総会の運用を理事総会に変更。  
(議事審議時間の確保、充実のため)
- 12 2008年12月13日 第6条 役員会参加者を追記。
- 13 2009年3月18日 第3条 JSTA連盟本部規約改訂に従い、休会、復会条件を明記。
- 14 2011年12月24日 第3条を追加し、本連盟の所在を事務局長宅と明記。
- 15 2012年1月3日 「犯罪収益移転防止法」による口座開設時の本人確認に対応するため  
以下の改定を行った。  
1条 名称の変更。従来の2条を廃止して3条を新規に2条とした。3条に目的を新規追加。  
4条の会員条件を変更。会員の権利を追加。6条の五 事務局長の任務に会計を追加。  
県シニア連盟は全て本連盟に変更。  
連盟本部という名称は日本シニアテニス連盟に変更した。14条を追加した。
- 16 2013年12月21日 第5条五項追加
- 17 2015年12月19日 5条の六 役員の定年事項を追加。  
連絡理事という名称を地域理事に変更。
- 18 2016年12月24日 (1)監事を役員として定義した(5条)。  
(2)地域理事を廃止(6条八、7条)。  
(3)規約の改正や基本活動計画の策定は、役員会が開かれなかった場合、  
事務局長が理事の案を纏めて理事総会に提案できることとした(8条、附則1)。  
(4)理事総会の成立条件を追加(13条)  
(5)理事の選任は事務局長が理事の案を纏めて理事総会に提案できることとした(附則2)  
(6)その他表現の統一 2/2